

人権擁護委員に

関川直昭さん (小平)

令和2年から3年間にわたり人権擁護委員を務めている関川直昭委員が再任され、令和5年4月1日付けで法務大臣から委嘱を受けました。任期は3年間です。



人権擁護委員は、法務大臣が人権擁護委員法により市町村長の推薦を受け委嘱しているもので、気軽に人権関係を無料で相談できる制度であり、秘密は守られますので安心して相談してください。

◎問い合わせ先

総務課住民係 (内線211)

行政相談委員に

片桐明夫さん (白谷)

片桐明夫さんが引き続き令和5年4月1日付けで総務大臣から行政相談委員に委嘱されました。行政相談委員は役所と皆様のパイプ役です。



年金、道路、雇用・労働問題など国の仕事やサービスについて、困りごとや苦情がありましたら、行政相談委員がご相談に応じます。相談は無料・秘密は守ります。お気軽に、行政相談委員にご相談ください。

◎問い合わせ先

小平町字白谷

片桐 明夫

☎ 56-2042

防犯灯のLED化について

町防犯協会では、町内会が設置している防犯灯をLED化する工事に対して、助成を行っています。

防犯灯のLED化は、消費電力が少なく電気料金を低く抑えることができます。と、機器の寿命が長いこと等のメリットがありますので、各町内会におかれましては、積極的に防犯灯のLED化を検討されますようお願いいたします。

■助成金額

設置費用の1/2を助成

(千円未満切り捨て) ※予算に限りがあります。申請多数の場合は、予めご相談ください。

◎問い合わせ先

総務課住民係 (内線211)

特設人権・行政相談所を開設します

6月1日は、人権擁護委員の日です。

人権擁護委員は、いつでも地域住民からの相談に応じ、相談内容についての秘密は守ります。

また、相談は無料で、難しい手続きもありません。

人権相談は、家庭内の問題や借地借家の問題、隣近所のもめごと等、とても幅広い内容となっております。人権擁護委員の日にちなみ、6月1日に特設人権相談所を開設しますので、ご利用ください。

人権相談は、法務大臣が委嘱した人権擁護委員がお受けします。また、同時に臨時行政相談所についても開設いたします。

詳細については、行政相談委員へお問い合わせください。

■開設日時

6月1日 (木)
10時00分～12時00分 (鬼鹿)
13時00分～15時00分 (小平)

■開設場所

【鬼鹿】小平町多目的防災交流施設 2階 和室

【小平】小平町文化交流センター 2階 交流研修室2

■相談担当者

小平町人権擁護委員

籠川 健二 委員

関川 直昭 委員

行政相談委員

片桐 明夫 委員

◎問い合わせ先

旭川地方法務局留萌支局

42-0492

総務課住民係 (内線211)

小平町字白谷

片桐 明夫

☎ 56-2042

高齢者グループハウス「やすらぎ荘」会計年度任用職員(管理人)を募集します

令和5年6月1日から

勤務場所 小平町高齢者グループハウス「やすらぎ荘」

小平町字小平町377番地の2

報酬 月額 15万7千741円 (経験年数による)

■募集人員

1名

健康かつ世帯で管理人住宅に入居可能な方

■その他

勤務時間・業務内容の詳細

細については、直接お問い合わせください。

■申込方法 総務課備付けの申込書に履歴書(写真貼付)を添えて保健福祉課に提出してください。

■申込期限 令和5年5月19日(金)

■申し込み・問い合わせ先 保健福祉課福祉係 (内線272)

身体障がい者・知的障がい者相談員を紹介します

障がい者相談員とは、身体障がい並びに知的障がいをお持ちの方々へ福祉施策のより一層の充実を図るため、これらの方々との相談に応じ、必要な指導・助言をしていただく目的で北海道から委嘱を受けている人のことをいいます。

現在、小平町では身体障がい者相談員が1名、知的障がい者相談員が1名委嘱を受けて、相談を受け付けています。次の連絡先までお気軽にご相談ください。

■身体障がい者相談員

堂坂 雅彦

小平町字小平町428-52

☎ 59-1625

■知的障がい者相談員

仙石 景章

小平町字鬼鹿田代15